

## 河川法中改正法律案特別委員會議事速記錄第一號

昭和二年二月二十五日(金曜日)午前十一時二十七分開會

○委員長(子爵白川資長君) ソレヂヤ是カラ開會いたシマス

○男爵伊江朝助君 私ハチヨット質問ガアリマス、此法案ニ對シマシテハ少シモ知識ハアリマセヌケレドモ、常識的ニ一ツオ聞キシタイ、第六條ノ「主務大臣カ自ラ河川ニ關スル工事ヲ施行シタルモノニ付必要ト認ムル」、此點ニ對シテハ何カ別ニ勅令デモ出シニナルオ積デアリマスカ

○政府委員(次田大三郎君) 但書ノ方デスカ

○男爵伊江朝助君 イヤ、今度入レラレタ改正サル、所ノニ

○政府委員(次田大三郎君) ソレハ如何ナルモノヲ、主務大臣ガ代々管理若クハ維持修繕ヲスルカト云フコトハ、其都度極メシテ、内務省ノ告示デ知ラスコトニナッテ居リマス、是ハ從來モサウ致シテ居リマスシ、今度改正シテヤリマスル分モサウシタイト思テ居リマス

○男爵伊江朝助君 是ハ内務大臣ノ權限内ニアルノデシテ、職權内ニアルノデアッテ、現内閣ニ於テハサウ云フコトハナイト思フガ、從來デハ色ニ港灣トカ鐵道トカヲナニシテ、政黨ヲ擴張スルト云フヤウナコトモ隨分アッタデアリマセウシ、之ヲ何カ適當ナ規定ガナイト云フト、隨分サウ云フ濫用サル、虞レガナイトモ限テナイト思ヒマスガ、如何ナモノデスカ

○政府委員(鈴木富士彌君) 如何ニモ御尤ナ御質問デアリマシテ、此點ニ付キマシテ

ハ今ノ内閣諸公、在野ノ時分カラ、非常ニ頭ヲ惱マシテ居リマシテ、國家ノ爲ニ非常ニ憂フベキ事態ト思ヒマシテ、非常ニ切論

テ、大體ニ於テ其方ノ取締ハ今度ノ、次ノヲ致シテ居リマシタ、併ナガラ遺憾ナガラ野ニ在リマシタカラ、如何トモスルコトガ出来マセヌデシタ、ソコデ内閣ヲ組織スルニ至リマシテ、衆議院議員選舉法ヲ改正イタシマシテ、所謂普選法ナルモノヲ作リマスル時分ニ、罰則ニ其事ヲ嚴重ニ規定シヤウデヤナイカト云フコトデ、原案ニハ可ナリナ嚴重ナ規定ガアリマシタ、地方問題ヲ以テ投票ヲ得ルト云フコトハ一種ノ犯罪デアルト云フコトカラ、規定ヲ設ケタノデアリマス、御承知ノ通り、其當時ハ三派協調内閣デアリマシテ、憲政會ノ言フ所必シモ他ノ政黨ノ容ルル所トナリマセヌ、色々ナ議論ノ末、結局唯今ノ衆議院議員選舉法第十二章罰則ノ中ノ百十二條ノ二號ニモ「當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトギ」此特殊ノ直接利害關係ノ中デ取締ヲスルコトが出來ヤウト云フコトニ致シマシテ、此案ガ通過イタシマシタ譯デ、次ノ總選舉カラ施行サレル動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル社寺」云云「其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉

○男爵伊江朝助君 私ハ斯ウ云フ法文ニ對シテハ全ク素人デアリマスガ、唯私ノ常識論ヲ以テ言ハシメレバ、此第六條ノ「主務大臣カ自ラ河川ニ關スル」云々ト云フ上ニ「法律命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣」ナントカ云フヤウナ文句デモアッタナラバ、幾ラカ之ヲ緩和シ得ベキモノデヤナイカトモ思ハレマスガ、如何ノモノデアリマセウカ

○政府委員(鈴木富士彌君) 唯今伊江男爵ノ御尋デアリマスルガ、此第六條ノ場合ハ先程土木局長カラ説明ノアリマシタ如ク、必要ト認ムルトキハ其都度此川ニ施行スルノデアルト云フコトヲ告示スルノデアリマス、併ナガラ適當ナ規定ガ出來ルト云フコトデアリマス、御質問申上ダテノコトモナイデハアルマイカト思フノデアリマス、併ナガラ適當ナ規定ガ出來ルト云フコトデアレバ、其點ハ至極御尤モノコトデアルト思ヒマス、今ハサウ考ヘテ居リマス

○橋本萬右衛門君 先達モ御質問申上ダテ其引續ニナルヤウナ次第デスケレドモ、此第二十條ノ第三號ノ「河川ニ關スル工事ヲ施行シ又ハ許可ヲ與ヘタルモノノ外ニ工事、使用若ハ占用ヲ許可スル爲ニ必要ナルトキ」ト云フコトハ、此間ノ御説明デハ公益ニ關スル場合ダト云フヤウナコトノ御説明デアッテ、其公益ト云フモノハ如何ナルモノヲ公益ト仰シヤルノデスカト云フコトヲメテ主務大臣ガ溢ニ爲スコトヲ許サナイヤシテ、今ソレヲ是ヒト云フコトヨットムツカシイト云フコトハ豫メ一定ノ規矩ヲ定めシテ、其公益ハ誠ニ範圍ノ廣イモノ

ト云フコトガ茲ニ在ルノダカラ、第三號ノ許可ヲ與ヘタルモノノ外ニ工事云々ト云フデノ規矩標準ヲ定メルト云フコトハ非常ニハ、是ハ唯從來ヤリ來タ工事ヲ施シテ

困難デアラウト思フノデアリマスルガ、併

ナガラ大體ニ於キマシテ社會通念ト申シテハ語弊ガアルカ知レマセヌデ、又ヤッテモナガラ唯今ノ御尋ハ選舉バカリデナク、黨勢擴張ト云フコトデアリマシタガ、黨勢擴張ト云フコトニナリマスルト云フト、チヨッタシマシテ、所謂普選法ナルモノヲ作リマスル時分ニ、罰則ニ其事ヲ嚴重ニ規定シヤウデヤナイカト云フコトデ、原案ニハ可ナリナ嚴重ナ規定ガアリマシタ、地方問題ヲ以テ投票ヲ得ルト云フコトハ一種ノ犯罪デアルト云フコトカラ、規定ヲ設ケタノデアリマス、御承知ノ通り、其當時ハ三派協調内閣デアリマシテ、憲政會ノ言フ所必シモ他ノ政黨ノ容ルル所トナリマセヌ、色々ナ議論ノ末、結局唯今ノ衆議院議員選舉法第十二章罰則ノ中ノ百十二條ノ二號ニモ「當選ヲ得若ハ得シメ又ハ得シメ又ハ得シメサル目的ヲ以テ選舉人又ハ選舉運動者ニ對シ其ノ者又ハ其ノ者ノ關係アル社寺、學校、會社、組合、市町村等ニ對スル用水、小作、債權、寄附其ノ他特殊ノ直接利害關係ヲ利用シテ誘導ヲ爲シタルトギ」此特殊ノ直接利害關係ノ中デ取締ヲスルコトが出來ヤウト云フコトニ致シマシテ、此案ガ通過イタシマシタ譯デ、次ノ總選舉カラ施行サレル動者若ハ當選人又ハ其ノ關係アル社寺」云云「其ノ他特殊ノ利害關係ヲ利用シテ選舉人、議員候補者、議員候補者タラムトスル者、選舉

○男爵伊江朝助君 其通りデアリマス

○政府委員(鈴木富士彌君) ドウモソコマノハ、是ハ唯從來ヤリ來タ工事ヲ施シテ

質問ノヤウナ具合ニ、何カ黨勢擴張トカ何トカソソナモノノ爲ニ、從來アタモノヲ殊更ニ上流ナリ下流ナリニ他ノ黨派ノ者ニケレドモ、是ハ第六號ニ「公益ノ爲必要」云々トアルノダカラ、第三ノ「許可ヲ與ヘタルモノノ外ニ」云々ハ、是ハ如何ナル場合ヲ指スモノデアリマセウカ、又或ハ從來三十年モ此規則ガ出來テカラヤリ來シテ、此第三號ヲ適用シテ、從來許可ヲ與ヘタモノヲ工事ヲ撤廢スルトカ又或ハ改修トカヲ命ジタ例ハ全國ノドッカニアルモノデセウカ、チヨット伺ヒタイ

ト云フコトヲ書イテアリマスノデ、唯書キ  
方ガ舊式ナ書キ方デアリマスルカラ疑ヒハ  
生ジマスルガ、是ハサウ云フ風ニ解シテ、御  
心配ノ如キ場合ハ起ラナイト考ヘテ居ルノ  
デアリマス、ソレカラ第二十條ノ十三號  
ニ基イテ、此本文ニ書イテアルヤウナ事  
柄ヲ命ジタコトガアルカドウカト云フ御質  
問デゴザイマシタガ、私ノ承知シテ居リマ  
ス限りハ是ハ無イト思テ居リマスルガ、  
是ハ尙ホ篤ト調べマシテ若シ間違テ居リ  
マシタナラバ後デ申上ダルコトニ致シマス  
○橋本萬右衛門君 唯今ノ御説明デ此第三  
號ハ公益ノ爲メト云フヤウナ譯デナシニ、  
公益ノ爲メト云フノハ、總テノ各號ヲ總括  
シテノ場合ヲ指スモノダト云フヤウナ御話  
デスガ、サウ致シマスト、此第三號ノ許可  
ヲ：既ニ許可ヲ與ヘタモノノ占有ヲ取消  
ストカ何トカ云フ場合ハ、如何ナル場合ヲ  
指スモノデセウカ、ソンナ事ノ生ジヤウガ  
ナイト思フヤウナマア考ナシデスケレド  
モ、既ニ許可ヲ與ヘテ工事ヲ施行シテ、大  
金ヲ掛けタモノヲ取消ストカ、或ハソレヲ  
毀スト云フヤウナコトハ生ジヤウガナイト  
思フノデスケレドモ、ソレハ唯事業家ニ脅  
威ヲ與ヘルマデノコトデ、ソンナ場合ガ生  
ズルコトガアルモノデセウカ假定シテ見  
テ：、チヨット伺ヒマス

○政府委員（次田大三郎君） 私ノ申上ダヤ  
ウガ或ハ十分徹底イタシマセスデ分ラナイ  
爲ニ其御質問ヲ伺フノカト思ヒマスガ、詰  
リ一號二號三號四號五號ハ總テ公益ノ爲メ  
必要デナケレバ是ハ働くナイ積リデアリマ  
ス、デ一號カラ五號マデニ列舉シテ居リマ

ス事柄以外ニ、尙ホ公益ノ爲メ必要ナル場合ガ起レバ、其場合ニハ此條項ニ依シテ色可スル爲ニ必要ナル場合、前三申シタヤウト當嵌リマセヌガ、現ニ先程鬼怒川ノ改修工事ヲシマスノニ、上流ニ大キナ堰堤ヲ築クコトニナリマシタガ、其上下流ニ小サナ水力電氣ヲ許可シテアリマシタノデスガ、ソレハ幸ヒニ工事ニハ着手シテハ居リマセヌ、其水力電氣ノ權利ヲ・・・水ノ使用權ヲ取消シタコトガアルノデ、若シ不幸ニシテ其工事ニ幾ラカ著手シテ居リマシタラバ、自然此條項ガ働イテ其工作物ノ除却ヲ命ズルト云フヤウナコトガアツラウト思フノデアリマス、是ハ公益ノ爲メ必要ナル措置デアリマシテ致方ノナイコトダラウト考ヘテ居リマス

○政府委員(次田大三郎君) 河川ニ關スル費用ハ、原則トシテ其府縣ノ負擔デアリマス。スルコトハ御詫ノ通リデアリマス、河川ニ關スル費用ハ、其關係ノ府縣ガ持テ居ル、ソレナラバ河川ヲ今茲ニ利用シヤウト云フ者ガアツテ、ソレガ一方ハ其地方ノ人、若クハ其地方ニ密接ノ關係ノアル事業ヲ營ム方ノ人々アリ、一方ハ緣ノ無イ人々アル、サウスルト其地方ノ人々詰リ優先的ニソチラノ方ニ許サルベキモノデハイカト云フ趣旨ノ御質問ト了解イタシマシタガ、此河川ノ水利使用、殊ニ之ヲ發電用ノ水利使用ヲ出願スル者ガ澤山アリマシテ、所謂競願ニナリマシタ際ニ、其何レニ許可スルカト云フコトニ付キマシテハ、唯一箇條二箇條ノ條件ダケデ決定ハ致シテ居リマセヌノデアリマス、諸般ノ事情ヲ考ヘマシテ、誰ガ一番能ク其水ヲ使用スルカ、其水ヲ最モ經濟的ニ、詰リ經濟上最モ效果ノアルヤニ供給スルノデアルカ、色々ナ事情ヲ斟酌ハ如何ナル者ガ之ヲ利用スルノデアルカ、ノ財力ハ果シテ其事業ヲ進行スルニ十分デアルカドウカ、又ソレニ依テ生ズル電氣トニナッテ居リマス、他ノ條件ガ全ク同ジトモ考慮スルコトニナルダラウト思ヒマス、詰リ御詫ノヤウナコトハ、其誰ニ許可ス

ルカト云フコトヲ決スル一ツノ資料ニハナ  
ルト思ヒマスガ、唯ソレダケデ以テ何レ  
ニ許可スルカト云コトヲ決定スル譯ニハ參  
ラナイカト思フテ居リマス、事情ガ全ク同  
ジデアレバ、地方ノ産業ト云フコトニ  
地方ノ産業ニ密接ノ關係ノアル人ニ許可ス  
ルト云フ場合モアルグラウト思ヒマスデス  
ガ、地方ト、其地方ニ關係ノ無イ二ツノ企  
業者ノ競願ニナシタ場合ニハ、常ニ地方ニ  
密接ノ關係ノアル者ニ許ストハ限シテ居ナ  
イト御承知ヲ願ヒタインデアリマス  
○橋本萬右衛門君 ソレハ唯今御説明ノヤ  
ウナ次第デ稍々了解シテ居リマスガ、設計  
シタヤウナ譯ニハ行キヤウハナインデス  
ガ、ソレハ其邊ハ無論御參酌ニナッテ御調査  
ニナルニハ相違ナイノデセウケレドモ、先  
づ其河川ニ對シテハ地方デ費用ノ負擔ヲス  
ルト云フヤウナコトニナシテ居ル以上ニ  
ハ、矢張リ成ルベク地方ノ利益ノ爲ニ御許  
可ヲ得ラレルコトニ御考慮ノ中ニ御置キ願  
ヒタイト云フ私ハ考ヲ持シテ居ルデスガ、  
ソレカラ衆議院デ御説明ノ此速記録ニ依ル  
ト、許可ハ地方長官ニアツテ大臣ガ之ヲ指  
揮スルトアルヤウデスケレドモ、サウスル  
ト指揮トナル日ニハ其許可ノ決定權ハ大臣  
ニアルノデセウカ、大臣ハ唯其御相談ニ與  
ル位ノ所デ全ク地方長官ニアルノデセウ  
カ、其占用ノ許可ノ決定權ハ  
○政府委員(次田大三郎君) 河川ノ使用ノ  
許可ハ地方長官ノ權限ニ屬スルノデアリマ  
ス、併ナガラ其中ニ非常ニ重大ナ事項ト考  
ヘマスモノニ付テハ、主務大臣ニ伺ヲ立  
テ、其上デ許可スルト云フコトニナシテ居  
ルノデアリマス、デアリマスカラ地方長官  
ガ許可シタクナイト云フモノヲ主務大臣ガ  
指圖シテ、是レ是レニ許可シロト云フコト

ハナイ、併シ地方長官ハ之ニ許可シタイト  
云フモノヲ、主務大臣ガ許可シナイコトニ  
シヤウト云フコトハアリ得ルノデアリマス、  
詰リ是レ是レノモノニ許可シタイト思フガ  
ドウデアルカト云フ伺ヒガ出テ來ル、ソレ  
ニ對シテ宜シイト言ヘバ其人ニ許可スル、  
イケナイト云ヘバ其人ニ許可出來ナイノデ  
アリマス  
○委員長(子爵白川資長君) 今日ハ別段御  
質問ゴザイマセバ  
○橋本萬右衛門君 今日ハ是デニ又今一  
回私ハ能ク伺ハウカト考ヘテ居リマス  
○委員長(子爵白川資長君) ソレデハ今日  
ハ是レデ  
午前十一時五十四分散會  
出席者左ノ如シ  
委員長 子爵白川 資長君  
副委員長 岡田 文次君  
委員 子爵清岡 長言君  
男爵伊江 朝助君  
橋本萬右衛門君  
政府委員 内務參與官 鈴木富士彌君  
内務省土木局長 次田大三郎君

昭和二年二月二十五日印刷

昭和二年二月二十六日發行

貴族院事務局

印刷者 内閣印刷局